

平成16年5月28日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、ストックオプション制度導入のため、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を無償発行することにつき、下記のとおり平成 16 年 6 月 24 日開催予定の当行第4期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員および当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員に対して、当行グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、当行グループの企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入するものであります。

II. 新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の目的たる株式の種類 当行普通株式

2. 新株予約権の目的たる株式の数 合計 10,000,000 株を上限とします。

なお、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める目的たる株式数の調整を行うことができるものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

合計 10,000 個を上限とします。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、上記2. に定める株式数の調整を行なった場合は、同様の調整を行います。)

4. 新株予約権の発行価額

無償で発行します。

5. 新株予約権の行使に際する払込金額

新株予約権の行使に際し、新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に3. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とします。行使価額は、新株予約権を発行する日の前 10 取引日の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当行

普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.01 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げ)とします。

なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合および株主割当として時価を下回る価格で株式を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当りの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \\ (\text{株式併合の場合は減少株式数を減じる})}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

6. 新株予約権行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 23 日までとします。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認めます。
- (2)新株予約権者は平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までの間は、付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内(1 個に満たない数が生じる場合は、1 個に切り上げる)に限って権利を行使することができます。
- (3)新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (4)その他の条件については、本株主総会およびその後の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによります。

8. 新株予約権の消却

- (1)当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当行が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき株主総会で承認されたときは、当行は本新株予約権を無償で消却することができます。
- (2)新株予約権者が 7. (4)の「新株予約権付与契約」に定める条件を満たさない状態または新株予約権者の相続人が 7. (1)の相続手続きを取らなかったことで権利を喪失した場合には未行使の新株予約権を無償で消却することができます。ただし、この場合の消却手続きに関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとします。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当行の取締役会の承認を要するものとします。

(注)上記の内容については、平成 16 年 6 月 24 日開催予定の当行第 4 期定時株主総会において「当行及び当行子会社の役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」が決議されることを条件といたします。

以上